二二 歌会始の儀、講書始の儀

皇室事項

平成二十一年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

「三」に言うのルミンに。平成二十一年歌会始のお題

「生」と定められました。

(注) お題は「 生 」ですが、「生」の文字を使用していれば

「一生」のように「しやう (しょう)」と読んで

も、例えば「生く」、「生きる」、「生む」、「生ぷ」

のように訓読しても差し支えありません。

一詠進歌の詠進要領

- 未発表のものに限ります。(一) 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、

いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてくださいたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください(以前に職業に就無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就

ません。なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えあり

- 支えありません。 外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくても差し外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくても差し、 無紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。 ただし、海
- 場合は左記によることができます。(四) 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない
- を別紙に書いて詠進歌に添えてください。ア「代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名
- イー本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この
- 添えてください。 場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に

ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

三 注意事項

、一つの見と水チ入しで、これます

次の場合には、詠進歌は失格となります。

- (一) お題を詠み込んでいない場合
- (二) 一人で二首以上詠進した場合
- 歌である場合(三) 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短
- 版物、年賀状等により発表した場合(四) 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出
- (五) 二の(四)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆

と認められるすべての詠進歌

(六) 住所、氏名、生年月日、職業を書いてないものその他この 詠進要領によらない場合

詠進の期間

が九月三十日までのものを有効とします。 お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印

五 郵便のあて先

りません。 「〒一〇〇一八一一一 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き 添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えあ

六 疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、 住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二 十日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ

(http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-08.html) を御参照くだ

(注) 個人情報の取扱いについて

- ・利用目的 二(二)で記載いただいた個人情報は、歌会始の ために必要な範囲で利用します。
- 利用及び提供の制限 法令に基づく開示要請があった場合そ めに自ら利用し、又は第三者に提供しません。 の他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のた

	横長)		
職業生年月日	〒 住 所電話番号 がな 名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	お題「生」

7,

137

《『官報』第4747号平成20年1月16日 水曜日)